

県連所有艇等使用料規則

愛媛県セーリング連盟（以下、県連という）は、県連が所有または管理する艇およびレースセール（以下、県連所有艇等という）の艇庫保管料、艇維持費、艇およびセールを購入する原資とするため、県連所有艇等の使用料を徴収する。

1. 愛媛県セーリング連盟（以下、県連という）会員は、使用料を納付することにより県連所有艇等を使用することができる。
2. 大会等でチャーター艇として使用する場合は、県連会員以外でも使用できるものとする。
3. 艇を使用する場合には、使用許可申請書を県連あて提出しなければならない。
4. 艇の使用料は、以下のとおりとする。
5. 国体県代表となった選手については、代表選考レース終了時から国体までの期間の使用料を免除する。
6. 県連主催行事（レース・強化練習等）については、使用料を免除する。

単位：円

艇種	艇番	種別	県連会員			県連会員外
			1年	1月	1日	1日
VSR	みきゃん		120,000	15,000	5,000	10,000
470級	4499	成年	30,000	5,000	1,000	5,000
SS級	177 222	成年	30,000	5,000	1,000	5,000
420級	55560 55561 55937	少年	20,000	2,000	500	3,000
レーザー級	207431 207432	成年	30,000	4,000	1,000	3,000
	208962 208963	少年	20,000	2,000	500	2,000
シーホッパー級	13756 13757	成年	30,000	4,000	1,000	3,000
		少年	20,000	2,000	500	2,000
国体WS級		成年	30,000	3,000	1,000	3,000

- レースセールの使用料は、以下のとおりとする。

単位：円

艇種	種別	県連会員			県連会員外
		1年	1月	1日	1日
470級、SS級 420級	成年	50,000	5,000	1,000	5,000
	少年	20,000	2,000	500	3,000
レーザー級、シーホッパー級 国体WS級	成年	40,000	4,000	1,000	3,000
	少年	20,000	2,000	500	2,000

付則1. 本規則は平成30年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 改定。